

令和 6 年度

茨木市監査結果報告書

令和 7 年(2025年) 5 月

茨木市監査委員

監 報 第 2 号
令和 7 年 5 月 23 日

茨木市議会議長 福 丸 孝 之 様

茨木市監査委員	定 兼 徹
同	伊 藤 真 紀
同	安孫子 浩 子
同	円 藤 こずえ

令和 6 年度監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、令和 6 年度監査を実施し、同条第 9 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり決定しましたので、提出します。

地方自治法第199条第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、監査を実施し、監査委員の意見を決定しました。なお、監査は、茨木市監査基準に準拠して行いました。

I 事務監査（定期監査及び行政監査）

第1 監査の対象等

監査の対象及び監査期間は、次表のとおりです。

なお、対象部課名は監査実施時点のものです。

	監査の対象	監査期間
第1回	企画財政部 政策企画課 財産活用課 情報システム課 まち魅力発信課 こども育成部 こども政策課 保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 学校教育部 学校教育推進課 水道部 営業課 浄水課	令和6年 8月26日 ～ 10月8日
第2回	総務部 総務課 法務コンプライアンス課 資産税課 収納課 健康医療部 医療政策課 健康づくり課 都市整備部 都市政策課 居住政策課 審査指導課 会計室 市議会事務局 総務課	令和6年 10月9日 ～ 11月22日
第3回	市民文化部 市民生活相談課 スポーツ推進課 人権・男女共生課 福祉部 地域福祉課 生活福祉課 福祉指導監査課 教育総務部 教育政策課 施設課 社会教育振興課	令和6年 11月25日 ～ 令和7年 1月15日
第4回	産業環境部 商工労政課 環境政策課 資源循環課 建設部 建設管理課 道路課 下水道総務課 下水道施設課 消防本部 予防課 消防署 救急管理課	令和7年 1月16日 ～ 2月21日

第2 監査の着眼点

(1) 監査項目の抽出は、監査対象に係るリスクを考慮した上で、以下の点を重点項目として、歳入歳出予算要求書、予算執行状況表等により行いました。

- ・収入（調定、徴収、滞納整理及び現金出納）事務の処理状況
- ・非常勤嘱託員の報酬等支給事務及び出退勤管理事務の処理状況
- ・契約手続及び履行確認事務の処理状況
- ・負担金、補助金及び交付金の事務の処理状況

(2) 監査に当たっては、財務会計事務に係る執行手続の適否に主眼点を置き、定期監査に行政監査の視点を加味して、適法性のほか、経済性、効率性、有効性の観点から実施しました。

また、個々の指摘により、改善を求めるだけでなく、担当部課の改善取組や事故等の未然防止が促進できるよう、内部統制の視点から監査を実施しました。

第3 監査の実施内容

(1) 事務局職員の予備監査は、事前に監査資料の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴きながら実施しました。

(2) 監査委員による監査は、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき実施しました。

(3) 議会選出の監査委員については、前任の畑中剛氏及び松本泰典氏が、第3回までの監査を実施しました。

第4 監査の結果

法令等に違反しているものと認められるもの、その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるものについては、指摘事項としました。

指摘事項に該当するが、その程度が軽微なものについては、注意事項としました。

経済性、効率性及び有効性並びに内部統制の観点から検討する必要があると認められるもの、その他監査委員が特に要望する必要があると認められるものについては、委員意見を付しました。

事務の執行については、監査した限りにおいて、指摘事項、注意事項及び委員意見を除き、おおむね適正に行われていました。

指摘事項、注意事項については、所要の措置を講じられるよう求めるとともに、委員意見については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものです。

なお、本報告書には指摘事項及び委員意見のみを記載しています。

指摘事項等は、すべて監査実施時点のものです。

<第1回 企画財政部>

【政策企画課】

注意事項としたものを除き、おおむね適正な事務処理が行われていた。

【財産活用課】

[建物総合損害共済基金分担金]

(指摘事項)

- ◎ 歳出の誤払い又は過渡しとなった金額を返納させるときは、これを当該支出した経費に戻入しなければならない（地方自治法施行令第159条）とされているが、建物総合損害共済委託申込について、当初申込内容の一部訂正を行い返還された金額を、歳入として受け入れていた。

[茨木市大字奈良財産区事業交付金]

(委員意見)

- ◎ 普通地方公共団体（特別地方公共団体を含む）の支出は、確定した金額を債務履行後（事業の終了後）に債権者に支払う（通常払）のが原則であるが、支出の特例として前金払や概算払がある。また、地方自治法施行令第163条第2号及び第162条第3号で、前金払や概算払ができる経費として交付金が定められている。本件交付金は、支払方法を通常払としているが、財産区の交付金として、適正な支払方法を検討されたい。

【情報システム課】

注意事項としたものを除き、おおむね適正な事務処理が行われていた。

【まち魅力発信課】

[広報いばらき巻頭特集制作支援業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ プロポーザル公告時における「広報いばらき巻頭特集制作支援業務委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）」において、失格事由の基準に関し、実施要項と別紙配点基準表が一致していなかった。

[茨木市ふるさと寄附金返礼品掲載業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 令和5年度業務委託契約では、次年度契約締結にかかる意思表示（継続又は解約）を契約期間満了の1か月前までに行う旨が定められているが、令和6年度に向けた市としての意思表示に係る起案・決裁処理を行っていないかった。

<第1回 こども育成部>

【こども政策課】

[返還金・精算金等]

(指摘事項)

- ◎ 歳入徴収者は、現年度の調定に係る歳入について、当該年度の出納閉鎖期日までに収納されなかったものがあるときは、徴収簿等に翌年度に繰り越す旨を記載するとともに、収入未済額繰越内訳書を調製し、6月1日に調定の処理に準じて整理しなければならない（茨木市財務規則第40条第3項）とされているが、児童手当等返還金（令和5年度現年度未収分）、児童扶養手当返還金（令和5年度現年度未収分）について、調定処理を6月1日時点で行っていなかった。
- ◎ 調定した歳入については納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、地方自治法第231条の3の規定又は同法施行令第171条の規定により、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならない（茨木市財務規則第38条第1項）とされているが、令和5年度に発生した返還金で納入に至らない者に対して督促状による督促処理を行っていなかった。

当該事例については、令和2年度定期監査においても指摘事項として措置を求め、担当課からは、「今後は納期限後20日以内に督促状を送付するよう徹底いたします。」との回答があったにもかかわらず、改善がなされていなかった。

(委員意見)

- ◎ 「児童扶養手当過誤払に係る返還金事務取扱要領」における「過誤払に係る返還金」及び「不正利得の徴収金」に関する規定が不十分であるため、それぞれに関する事務の取り扱いについて明確化するなど、規定を見直されたい。
- ◎ 滞納者との接触が長期間に亘って滞り、滞納事案が長期化しているケースが見受けられるため、電話等による催告の頻度を高めるとともに、内部統制の観点から、権限者による事案の進捗確認を少なくとも月1回以上定期的に行い、その記録を留めるとともに、積極的な債権回収に努められたい。

[児童手当制度改正業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ プロポーザル評価点決定の計算方法について、採点基準表で示したものと委員審査時の計算方法が異なっていた。

【保育幼稚園総務課】

[茨木市医療的ケア児に対する看護師訪問業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 業務当日のキャンセル料が発生した場合に、委託料に影響があるにもかかわらず、実績記録票において、当日キャンセルの記録が記載されてい

かった。

- ◎ 見積徴取において、見積指名業者と異なる業者に指名通知している事例が見受けられた。

(委員意見)

- ◎ 本件業務委託は、予定価格（単価）を設定し、予定価格以下の最低価格となる見積書提出者が複数あるときは、最低価格を提示した全ての事業者を採用しているが、単価については訪問看護・医療保険利用料金表を基に積算しており、事業者間で差が生じないため、単価を公表した上で事業者を募集する等、事業者選定方法について検討されたい。

[庄栄幼稚園プール階段ノンスリップシート張り修繕、
庄栄幼稚園プール昇降手摺取付ほか修繕]

(委員意見)

- ◎ 当該2件の修繕工事は、いずれも同一期間における同一対象物の修繕であり、一括して発注した方が効率的であったにもかかわらず、工事開始後に別の修繕依頼があったため、修繕内容ごとに個別の契約を締結していた。一つの契約で実施可能な修繕工事を分割して発注すると、同じ手続きの事務処理を複数回行うことになり、効率的でなく、また一括して発注した場合と比べ経済的合理性を欠くことにもつながる可能性がある。修繕の発注時に追加工事が発生しないよう、修繕工事の内容を精査して発注し、より効率的な事務をされたい。

【保育幼稚園事業課】

[病児保育実施業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 契約金額が500万円以上の契約を締結する契約相手方には、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出するように求める（茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱第10）とされているが、提出を求めていなかった。
- ◎ 本件業務委託については、利用料金の収納事務を委託しているが、委託に係る起案・決裁及び告示を行っていないかった。
- ◎ 本件業務委託については、利用料金の収納事務を委託しているが、金融機関への入金が遅延している事例が見受けられた。

<第1回 学校教育部>

【学校教育推進課】

注意事項としたものを除き、おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第1回 水道部>

【営業課】

[給水収益]

(委員意見)

- ◎ 釣銭として40万円を運用しており、うち25万円は集金用として使用するものであるが、現在はほとんど使用されていない。釣銭は公金であり、必要最小限とするべきであることから、精査するよう、検討されたい。

【浄水課】

[茨木市水道部十日市浄水場中央運転監視業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は、契約代金の内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない（契約書第2条第1項）としているが、内訳書を提出させていなかった。
- ◎ 起案処理が遅延し、また、日付を遡って処理を行っていた事例が見受けられた。

【浄水課（水道部総務課所管事務）】

[水道用次亜塩素酸ナトリウム（12％）の購入]

(委員意見)

- ◎ 次亜塩素酸ナトリウムについては、薬品として取扱っている業者と食品添加物として取扱っている業者とがあり、適用される消費税率が10％と8％と異なる状況となっている。しかしながら、比較見積に際し、税率を考慮せず税込み単価での比較を行っている。公営企業会計においては、支払った消費税相当額は、納付税額の計算時に課税仕入れとして控除することができるので、公平性及び効率性の観点から、執行方法について検討されたい。

<第2回 総務部>

【総務課】

注意事項としたものを除き、おおむね適正な事務処理が行われていた。

【法務コンプライアンス課】

注意事項としたものを除き、おおむね適正な事務処理が行われていた。

【資産税課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【収納課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第2回 健康医療部>

【医療政策課】

[備蓄医薬品等の定期点検業務委託料]

(委員意見)

- ◎ 受託者は、当該業務のつど、実施内容について管理表を提出し、証印を受けなければならない（契約書第10条）としているが、提出された管理表に証印を行っていなかった。証印が必要でないならば、契約書を実態に即した記載にするよう見直されたい。
- ◎ 本件業務委託について、取扱責任者の報告を受託者に求めていなかった。取扱責任者は、受託者の窓口となるもので、責任者を特定し報告を受けることは、効率的かつ円滑な業務執行のうえで必要であると考えられる。
効率的な業務執行や事故発生時の対応等の観点から、受託者に取扱責任者の報告を求められたい。

【健康づくり課】

[茨木市がん検診等問診票兼記録票データ入力業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 見積書が提出期限までに提出されていることを証明するために、見積書の封筒に受付印を押印し、開封後は当該封筒を見積書に添付すること（「受付印の押印について」平成6年2月21日付け行政管理課文書法規係通知）とされているが、当該封筒を保管していない事例が見受けられた。
- ◎ 見積徴取にあたり、予定価格は、各検査項目ごとに設定するものとし、採用業者は全ての項目において予定価格以下の価格提示業者で、かつ提示された各項目ごとの価格に、それぞれの予定件数を乗じて得た総額の最低価格提示業者とする（見積要項書 注意事項5）としているが、算定の基礎となる予定件数が、見積指名業者に送付した仕様書の記載と、実際の見積比較時で異なっていた。
- ◎ 契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされている。
本件業務委託については、契約保証金について、免除する（契約書第5条）としているが、契約締結時にはその旨の記載がなく、免除根拠の記載もなかった。

<第2回 都市整備部>

【都市政策課】

注意事項としたものを除き、おおむね適正な事務処理が行われていた。

【居住政策課】

注意事項としたものを除き、おおむね適正な事務処理が行われていた。

【審査指導課】

[建築行政共用データベースシステム利用料]

(指摘事項)

- ◎ 見積書が提出期限までに提出されていることを証明するために、見積書の封筒に受付印を押印し、開封後は当該封筒を見積書に添付すること（「受付印の押印について」平成6年2月21日付け行政管理課文書法規係通知）とされているが、当該封筒を破棄していた。

<第2回 会計室>

【会計室】

注意事項としたものを除き、おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第2回 市議会事務局>

【総務課】

[茨木市議会映像インターネット配信等業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者（子会社を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない（契約書第8条）としているが、再委託承認申請書の収受処理はしていたものの、承諾に関する起案・決裁を行っておらず、書面による承諾をしていなかった。

<第3回 市民文化部>

【市民生活相談課】

[消費生活相談にかかる法律相談業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 事前準備行為における随意契約要項書に、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨の記載がなかった。

[特定計量器定期検査業務及び手数料徴収業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は、検査実施計画や業務に関する諸規定の改廃について市と事前協議のうえ承認を得なければならない（契約書第8条）としているが、承認手続をしていなかった。
- ◎ 事前準備行為における随意契約要項書に、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨の記載がなかった。

【スポーツ推進課】

[公園グラウンド等使用料]

(指摘事項)

- ◎ 公の施設使用料に係る高校生以下の団体利用料金を適用する場合には、適用基準の趣旨を理解した利用者に対して、高校生以下の団体利用料金の適用確認票（標準様式又は各施設で定める様式）の記載を求め、利用者が記入した確認票を点検し、適用対象となる活動等に該当するときは、その利用について、高校生以下料金を適用する（「公の施設使用料に係る高校生以下の団体利用料金の適用基準について」平成23年3月2日市長決定）とされている。

しかしながら、スポーツ推進課窓口での申請分について、適用確認票の提出を求めておらず、名簿もしくは学生証の提示のみで高校生以下団体利用料金を適用していた。

(委員意見)

- ◎ 運用金の管理について、金種の内訳は都度変動することから、金種表を作成するなど管理の記録を残すとともに、内部統制の観点から、権限者が日々確認し、確認したことの記録を残すよう検討されたい。
- ◎ 滞納となっている債権の中で、時効期間が満了している少額の債権が見受けられた。当該債権は私債権であり、時効が援用されない限りは時効は完成しないが、回収可能性が低い債権を長期間保有し続けることは、収納全体の効率性を損なう要因となり得るため、回収対策の経済性などを総合的に勘案し、法令に基づいた適切な債権管理をされるよう検討されたい。
- ◎ 市長は、市の債権を適正に管理するために、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする（茨木市債権の管理に関する条例第4条）とされ、台帳にあたるものとして一覧表を作成し管理しているが、経過について一覧化されておらず、また収納日も記載されていないため、回収状況がわかりにくい状況であった。収納日等の必要な事項を記載するなど書式を整理し、適正な債権管理に努められたい。

[キッズスポーツフェスタ実施補助業務委託料]

(委員意見)

- ◎ 仕様書において、受付員の配置人数や競技種目が正確ではない事例が見受けられた。仕様書は、業務執行にあたって、発注者が受注者へどのような業務をどのような条件で依頼しているかを誤解なく伝達し、伝達した証拠となる重要な資料である。また、仕様書を作成し契約相手方へ提示するということは、本市の希望する業務内容に基づいて、契約相手方が受注金額を誤解なく算定するうえで欠くことのできないものである。実際の業務内容と一致した仕様書を作成されたい。

【人権・男女共生課】

[沢良宜いのち・愛・ゆめセンター使用料]

(委員意見)

- ◎ 運用金の管理について、月1回月末に金種表の作成は行われ、権限者による確認も行われてはいるものの、金種の内訳は日々都度変動することから、日次で金種表を作成するなど運用金管理の記録を残すとともに、内部統制の観点から、権限者が日々確認し、確認したことの記録を残すよう検討されたい。

[識字・日本語教室指導者報償金（豊川）]

(指摘事項)

- ◎ 報償費の事務処理については、文書管理システムでの実施起案により支出額確定後に支出負担行為兼支出命令で処理する（財務事務について（庶務担当者説明会資料））とされているが、文書管理システムによる実施起案・決裁をしていなかった。

<第3回 福祉部>

【地域福祉課】

注意事項としたものを除き、おおむね適正な事務処理が行われていた。

【生活福祉課】

注意事項としたものを除き、おおむね適正な事務処理が行われていた。

【福祉指導監査課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【福祉指導監査課（総務部人事課所管事務）】

[会計年度任用職員報酬]

(指摘事項)

- ◎ 茨木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第2に規定

されている日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の時間外割増報酬について、1時間当たりの割増賃金額の1円未満の端数処理が誤っている事例が見受けられた。

<第3回 教育総務部>

【教育政策課】

注意事項としたものを除き、おおむね適正な事務処理が行われていた。

【施設課】

[中津小学校東棟4階支援教室空調機電源修理、
中津小学校北棟1階支援教室空調機電源修理]

(指摘事項)

- ◎ 請負者の受注後の提出書類は、竣工図面、工程予定表、完了報告書及び改修実施前後の写真とする（仕様書6）としているが、提出させていなかった。その結果、完了報告書が提出されていないにもかかわらず、修繕料を支払っていた。

(委員意見)

- ◎ 当該2件の修理は、いずれも同じ学校内のエアコンを設置するための電源修理であり、一括して発注することが可能であったと考えられるにもかかわらず、修繕箇所ごとに個別の契約を締結していた。

一つの契約で実施可能な修繕を分割して発注すると、一件あたりの契約金額が下がり、意図的な過少決裁や競争入札の回避が行われたのではないかとの疑念を市民に抱かせかねず、また一括して発注した場合と比べ経済的合理性を欠くことにもつながる可能性がある。安易な分割発注は厳に慎まれない。

[東中学校2年4組空調機取替修理]

(委員意見)

- ◎ 空調機の緊急修繕は、技術的に対応が可能であること等の理由で特定の業者に依頼しているが、経済性等も考慮して、より契約の相手方の透明性が図られる方策を検討されたい。

【社会教育振興課】

[会計年度任用職員報酬]

(委員意見)

- ◎ 夏期の会計年度任用職員時間外勤務について、時間外勤務が長時間となっている事例が見受けられた。適正な労働条件となるよう人員配置等を見直し改善を検討されたい。

<第4回 産業環境部>

【商工労政課】

[茨木市オープンカンパニー等実施業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 電子契約であるにもかかわらず、市の電子署名をしていなかった。
- ◎ 電子契約であるにもかかわらず、契約書に、電子署名を行い各自その電磁的記録を保管する旨を規定しておらず、記名押印の上、各自保有としていた。
- ◎ 再委託承諾書について、起案処理が大幅に遅延し、また、日付を遡って処理を行っていた。

【環境政策課】

注意事項としたものを除き、おおむね適正な事務処理が行われていた。

【資源循環課】

[一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ プロポーザル審査にあたり、審査基準には、審査項目及び審査項目ごとの審査の視点及び内容を客観的に分かりやすく明記する（茨木市業務委託に係るプロポーザル方式の実施に関する事務取扱要領第11(1)）とされているが、採点方法を明示した評価基準表を公表していなかった。
- ◎ プロポーザル評価点決定の配点について、実施要項で示した配点と実際の審査時の配点が異なっていた。

<第4回 建設部>

【建設管理課】

[市道東福井三丁目安威三丁目線道路舗装修繕料]

(指摘事項)

- ◎ 修繕料を支出負担行為で執行する場合、修繕の緊急性の理由を記した理由書を添付しなければならない（財務事務について（庶務担当者説明会資料））とされているが、添付していなかった。

【道路課】

[駅前太中線支障物撤去業務委託料（その2）]

(指摘事項)

- ◎ 契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係

書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされているが、契約締結時にはその旨の記載がなく、免除根拠の記載もなかった。

また、本件業務委託については、契約保証金について、履行実績で免除しているにも関わらず、履行保証保険で免除する（契約書第5条）としていた。

◎ 受託者は、委託業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、市に報告しなければならない（契約書第16条第1項）としているが、業務従事者の報告をさせていなかった。

◎ 随意契約要項書の契約保証金欄が記載されていなかった。

【下水道総務課】

注意事項としたものを除き、おおむね適正な事務処理が行われていた。

【下水道施設課】

〔陥没等緊急修繕〕

（委員意見）

◎ 本件業務は、個々の修繕業務完了時には、職員が実地検査を行って確認していたとのことであるが、実地検査を行った記録を残していなかった。また、受託者は、委託業務を完了したときは、四半期毎に実績報告書を市に提出しなければならない（契約書第10条第1項）としており、受託者から当該期間に行われた修繕業務の完了報告書が四半期ごとにまとめて提出されていた。そのため、四半期ごとの完了報告書の提出まで、修繕業務の完了が書面において確認できない状況であった。

個々の修繕業務完了時に職員が実地検査を行った記録を残すとともに、完了報告書については、修繕業務ごとに提出させる方が、適切かつ効率的に履行管理ができると考えられるため、提出時期の見直しを検討されたい。

<第4回 消防本部>

【予防課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第4回 消防署>

【救急管理課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

第5 むすび

令和6年度に実施した定期監査等は、地方自治法第199条第2項及び第4項に基づき、茨木市監査基準に準拠して「第2 監査の着眼点」で示したとおりに実施しました。

事務の執行については、「第4 監査の結果」のとおりですが、法令等に違反していると認められるもの、適正を欠く事項で是正する必要があると認められるものとしては、事業の実施に当たって契約書等に規定する書類の提出を受けていないなど契約書、仕様書等の規定のとおりに事務処理をしていない事例が多数見受けられたほか、事務処理等の手続において起案・決裁を行っていない事例が見受けられました。また、収入事務において歳出戻入すべきところ歳入として受け入れるなど事務処理が適切でない事例や、プロポーザル方式による業者選定に当たって実施要項どおりに事務を行っていない事例が見受けられました。

その他に、経済性、効率性及び有効性の観点から検討する必要があると認められるものや、内部統制に課題があると認められるものとしては、権限者による日々の確認の記録を残していないなど運用金の管理が不十分である事例、督促や催告を適切に行っていないため滞納が長期化しているなど債権管理が適正でない事例が見受けられました。また、契約内容と実際の業務内容が一致していない事例、一括して発注すべきと考えられる同一期間における同一対象物の修繕について分割して発注している事例が見受けられました。

加えて、法令等の違反や適正を欠く事項で、その程度が軽微なものとしては、文書管理について、収受すべき文書に受付印を押印し、文書管理システムに登録したうえで課長の閲覧に供するという、文書管理の基本的な事務ができていない事例が多数見受けられました。また、契約書作成についても、最新のひな形を参照せず必要な規定が設けられていない事例が多数見受けられました。

本年度の定期監査等においては、不備事項は減ったものの、指摘、注意及び意見を付した事項について積極的に情報共有を推進し、事務の執行にあたっては、安易に前例踏襲せずに今一度手順等が適切、適正であるかを確認するとともに、チェック体制を強化し、業務を効率的かつ効果的に執行することによって、より良い市民生活と市政の実現に尽力されることを要望します。

Ⅱ 工事監査

第1 監査の対象等

監査の対象及び監査日は、次表のとおりです。

監査の対象	監査日
元茨木区検察庁解体工事	令和6年11月27日

工事概要

- (1) 工事場所 茨木市上中条一丁目7番22号
- (2) 工事内容 庁舎解体工事
- (3) 請負業者 株式会社秋田組
- (4) 事業費 107,540,400円（消費税等含む）
- (5) 工事期間 令和6年6月20日から令和7年7月8日まで
- (6) 所管部課 建設部 建築課、こども育成部 保育幼稚園総務課

第2 監査の着眼点

令和6年度監査実施計画に基づき、施工中の工事の進捗状況等を考慮して対象工事を抽出し、経済性や効率性の点にも注意しながら、設計・積算の適否、施工状態及び安全管理状況の良否について、実施しました。

第3 監査の実施内容

監査には、工事技術に関する専門知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、設計及び施工の技術面での調査を委託しました。

監査に当たっては、技術士の指導及び助言を得て、また、必要に応じて関係職員の説明を聴きながら、工事監査資料、設計図書その他関係書類及び現地の調査を行いました。

なお、議会選出の監査委員については、前任の畑中剛氏及び松本泰典氏が監査を実施しました。

第4 監査の結果

公益社団法人大阪技術振興協会からの報告を踏まえ、監査した限りにおいて、工事は法令等に準拠しておおむね適正に執行していると認められました。

工事概要及び監査結果等は、すべて監査実施時点のものです。

なお、同協会から提出のあった工事技術調査結果報告書は、別添のとおりです。







茨 木 市

令和6年度

工 事 技 術 調 査 結 果 報 告 書

令和6年12月12日

公益社団法人 大阪技術振興協会
技術士(建設部門 総合技術監理部門)
一級建築士 一級土木施工管理技士

中道 裕

調査実施日 : 令和6年11月20日(水)(書類)
令和6年11月27日(水)(実地)

調査場所 : 茨木市役所本館6階監査室及び当該工事現場

監査執行者 :	監査委員(代表)	定兼 徹
	監査委員(識見)	伊藤 真紀
	監査委員(議選)	畑中 剛
	監査委員(議選)	松本 泰典

調査立会者 :	監査委員事務局 局長	中田 敬
	局長代理兼監査係長	岸田 秀夫
	上席主幹	吉田 誠

調査対象工事 : 元茨木区検察庁解体工事

元茨木区検察庁解体工事

1 工事内容説明者

当該工事技術調査出席者及び内容説明者は次のとおり

出席者 実地調査

工事担当部課

建設部

部長

藤田 憲文

建築課

課長

中野 明

課長代理兼建築係長

遠藤 慎也（書類調査共）

主幹

勝間 通宏

設備係長

井上 将

主査

橋詰 将広（書類調査共）

施設所管部課

こども育成部

保育幼稚園総務課 課長

中路 洋平

管理係長

西川 康一

職員

富田 晃平

（実地調査時立会）

工事請負業者 株式会社秋田組

現場代理人

中村 健太

2 工事概要

（１）工事場所 茨木市上中条一丁目 7 番 22 号

（２）建物概要

敷地面積 1,226.00 m²

【元茨木区検察庁】 建築年 昭和 55 年

建築面積 245.57 m²

延床面積 464.58 m²

構造 鉄筋コンクリート造地上 2 階建て

【自転車置場】 建築年 昭和 55 年

建築面積 5.6 m²

延床面積 5.6 m²

構造 鉄骨造地上 1 階建て

工事内容 庁舎解体工事

（３）設計業務受託者 株式会社板垣建築事務所

住所・氏名 大阪市浪速区日本橋東二丁目 9 番 16 号 代表取締役 板垣 美一

委託費 設計金額 7,340,300 円（税込）

受託金額 5,138,210 円（税込）変更後 5,261,300 円（税込）

請負率 70.00 % 契約日 令和 5 年 5 月 18 日

- | | | |
|--|------|----------|
| | 発注形式 | 指名競争入札 |
| | 入札業者 | 10 者 1 回 |
- (4) 工事請負業者・工事費・工事期間・工事進捗率
- | | | |
|--------|---|----------------------------|
| 請負業者 | 株式会社秋田組 | |
| 住所・氏名 | 茨木市野々宮一丁目 1 番 17 号 | 代表取締役 秋田 浩治 |
| 工事費 | 設計金額 | 116,892,600 円 (税込) |
| | 請負金額 | 107,540,400 円 (税込) |
| | 請負率 | 92.00% 契約日 令和 6 年 6 月 20 日 |
| | 発注形式 | 一般競争入札 |
| | 入札業者 | 5 者 1 回 |
| 工事期間 | 令和 6 年 6 月 20 日～令和 7 年 7 月 8 日 | |
| 工事進捗状況 | 計画進捗率 44.5% 実施進捗率 40.0%(令和 6 年 11 月 27 日現在) | |
- (5) 工事監督員
- | | |
|----------|--------------------|
| 監督員 (建築) | 橋詰 将広 (建設部 建築課 主査) |
| 監督員 (電気) | 勝間 通宏 (建設部 建築課 主幹) |
| 監督員 (機械) | 高瀬 晋平 (建設部 建築課 主査) |

3 総評

工事監査の調査対象工事は、「元茨木区検察庁解体工事」である。

中央保育所の移転に伴い元茨木区検察庁を解体する事業である。

解体する元茨木区検察庁は、保育所として既存建物を活用し移転することは困難であるため解体撤去することとなった。

調査時の現況は、石綿除去は完了している。防音シートが張られた外部足場が存置中である。内部は構造体を残し仕上げ材が撤去されている。

工事関係書類について、サンプリングによる書類の確認および関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行った。計画、設計、積算、入札・契約、施工について、提出された書類の整備状況は現時点で概ね良好である。

現場施工について、特に大きな問題は見られない。今後、各施工段階の確認、記録、報告書の整備など遺漏なきよう関係機関、工事請負業者と協議を密に行い対応されたい。

なお、各項の「所見」で気付いた点を併記しているので確認・対応されたい。

4 書類調査結果

書類調査に当たっては事前に質問書を作成し回答を受領した。ヒアリングにより回答内容を確認すると共に補足質問により回答を得た。以下、各項目で確認した事項を箇条書きにして、項末で「所見」を記す。

(1) 事業目的、計画について

ア 事業の背景、経緯

令和 6 年 3 月に作成された「茨木市公共施設最適化実行計画 (個別計画) 令和 5 年度～

令和 9 年度」に基づき中央保育所の移転計画が策定されている。元茨木区検察庁は、現在の中央保育所の延床面積よりも狭く、建物の活用が困難であった。中央保育所は解体撤去後、新築する計画である。

中央保育所の移転スケジュールは、令和 7 年度 4 月より埋蔵文化財の試掘調査を行い、新築工事及び開所準備として令和 7 年度の 12 月から令和 9 年度 9 月頃までを予定している。埋蔵文化財の試掘調査の結果、本発掘が必要となった場合は令和 10 年度以降に開所が延期する可能性があるとのことである。

イ 関係者からの要望事項他

(ア) 周辺住民から騒音が出始める時期やアスベストの除去期間について、都度の連絡を要求されたとのことである。

(イ) 中央保育所の移転計画について、上中条町一丁目住民全体を対象とした説明会を令和 5 年 6 月 18 日及び令和 6 年 6 月 15 日に行っている。

(ウ) 解体工事について、上中条町一丁目住民全体を対象とした説明会を令和 6 年 9 月 21 日に行っている。

(エ) 現場に隣接する住民へは随時、個別に工程説明等を行っている。

(オ) 参考にした解体工事は、アスベスト除去のセキュリティゾーン計画や解体手順について元市民会館解体工事（平成 31 年）を参考にしたとのことである。

ウ 関係機関との協議について

解体に伴う仮設計画や建物除去による各種手続きについて、各関係機関と協議したとのことである。

エ 設計業務について

「元茨木区検察庁解体設計委託仕様書【一般事項】」、「仕様書【 注意事項 】」等が発行され、実施設計業務が委託されている。

「所見」

事業の背景、経緯は、明確である。事業は、計画に基づき行われている。特に問題は見られない。

(2) 設計について

ア 設計時に関係機関の指導、協議事項等について

(ア) 茨木市下水道施設課より、重機搬入時水路橋の補強サポートについて水路占用を渇水期に行うよう指導がなされている。

(イ) 茨木市消防本部と建物解体にともなって廃止の手続きが必要なものがあるかの協議を行っている。届け出の必要なものがないとのことである。

(ウ) 茨木市環境政策課と特定建設作業の敷地境界線上における基準値の考え方について協議を行っている。測定値の 90%レンジの上端の数値とするとのことである。

(エ) 茨木市歴史文化財課と手続き等必要なものがあるかの協議を行っている。解体工事時点ではなく新築工事の計画時に手続きするとのことである。

(オ) 茨木市建設管理課より、水路敷きにある元茨木区検察庁の看板（道路標識）について不要となる場合は撤去するよう指導があり、解体工事の中で対応する計画としている。

イ 設計基準、標準仕様等について

準拠すべき基準、仕様書は、「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（令和４年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」等である。

ウ 設計業務について

(ア) 工事の工期は、設計事務所より解体業者にヒアリングし作成頂いた工程表を参考に工期設定を行ったとのことである。工期設定時に労務事情、作業可能日、４週８休等について特に考慮していないとのことである。

(イ) 現地調査の記録、報告書は、埋設物調査報告書、地中レーダー探査報告書、茨木区検察庁土地履歴調査業務報告書、茨木区検察庁土壤汚染概況調査報告書、越境物に関する確認書等があるとのことである。

(ロ) 設計着手時の提出書類は、「業務計画書」、「技術者名簿」、「下請負（再委託）承諾願」等が提出されている。「業務計画書」に記載の検査技術者の業務実施内容が確認できなかった。

(ハ) 設計打合せにより、アスベスト除去工法、仮囲い高さ及び防音性能、仮設のタイヤ洗車場、水路橋の補強計画等を設計成果品として反映したとのことである。

エ 解体設計について

(ア) 解体工法の選定は、アスベスト除去比較検討書を作成し、工法の特徴、作業性、工期、コストなどを比較し選定したとのことである。煙突内の断熱材については、工法が限定されたため比較はしていないとのことである。「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に記載のある工法の中から選定したとのことである。

(イ) 環境配慮事項として、外壁の石綿含有仕上塗材は、集じん装置付き超高压水洗工法を採用し、内部の石綿含有仕上塗材の除去工法とは別に湿式の工法としている。騒音、振動は敷地境界（近接する西側地点）にて、規制基準値内に納まる計算結果となっている。重機の発する騒音、振動レベルは東京都建設局の「建設工事に伴う騒音・振動の分析結果」を参考としたとのことである。

(ロ) コスト低減として、解体後の埋め戻しレベルを雨水排水に問題ない範囲で下げること、新築時の残土処分量が少なくなるようにしたとのことである。基礎地中梁撤去後は購入土にて埋め戻しとのことである。解体後の整地地盤レベルの設定による搬入、搬出土量のコストへの比較が分からなかった。

(ハ) 仮設計画は、アスベスト除去について、セキュリティゾーンの配置計画に留意したとのことである。その他、工事車両の動線は東側だけに限定し南側への車両の通行をなくし、仮囲いは防音性能のあるものとし、高さを３ｍと４.５ｍの場合における受音点の騒音レベル差を検討し決定したとのことである。工事車両の付着土砂除去のためタイヤ洗車場を設けている。

(ニ) 電気設備、機械設備解体工事は、各種設備機器のＰＣＢ及びアスベストの含有有無に

について留意したとのことである。電気設備は、照明器具、分電盤等内部の安定器及びコンデンサについてP C Bの含有有無調査、開閉器盤内のブレーカー等についてアスベストの含有有無調査を行ったとのことである。機械設備は、暖房用温水ボイラー内にメーカー不明のコンデンサがありP C B成分調査を行い含まれていないことを確認し、配管のフランジ部のガスケットや水栓関連器具のパッキン等についてアスベストの含有有無調査を行ったとのことである。

オ 設計図書の受領について

設計業務は保育幼稚園総務課の依頼により建築課で行い建築課内決裁としている。図面は各担当者（建築・電気設備・機械設備監督職員各1名）が内容チェックを行い、設計業務受注者からの検査申請を受け決裁を行っている。決裁ルートは担当者→建築係長（課長代理兼務）→設備係長→主幹→課長である。また、実際の工事発注時及び保育幼稚園総務課へ設計図書（図面及び積算書（＝設計書））提出時には、設計図書と共に「設計完了通知」として起案をあげ、再度各管理職が確認（「茨木市事務決裁規程」に基づき建設部長決裁である。）するとのことである。保育幼稚園総務課はその設計図書をもって工事の執行何をあげ契約事務へ進むことになるとのことである。

「所見」

設計基準、各法に基づき、設計仕様書、図面は、作成されている。設計に向けて関係機関との打合せ協議も実施されている。環境への配慮、コストへの配慮も検討されている。設計について、特に問題は見られない。

書類調査で気付いた点を下記に記す。

- ①工期設定時に労務事情、作業可能日、4週8休等について、加味することを指導のこと。
- ②「業務計画書」に記載の検査技術者の業務実施内容を確認のこと。また、報告書の作成が望ましい。業務体制図の各担当者欄に資格の記載が分かり易いので検討のこと。
- ③解体後の整地地盤レベルの設定による搬入、搬出土量のコスト比較表の作成が望ましい。

（3）積算について

ア 設計業務への積算

- (ア) 設計業務の積算は、「設計監理業務委託料算定基準」（令和2年1月大阪府都市整備部住宅建築局）等に基づき、建築課担当者が行っている。採用単価は、「令和5年度設計業務委託等技術者単価」（令和5年2月国土交通省）を使用している。

イ 工事への積算

- (イ) 設計書の数量積算業務は、「元茨木区検察庁解体設計委託仕様書【一般事項】」に含まれ、工事の積算を設計業務受託者が行っている。「建築数量積算基準・同解説（令和5年度版）」、「公共建築工事積算基準（令和5年度版）」等に基づき行ったとのことである。
- (ロ) 積算書の値入は、設計業務受託者が行い、監督員が発注時に確認しているとのことである。

(ウ) 業者見積徴取は、アスベスト除去工事及び刊行物に掲載のない共通仮設工事とのことである。

(エ) 採用した単価は、建築コスト情報（2024.1月）（一般財団法人建設物価調査会）、建設物価（2024.1月）（一般財団法人建設物価調査会）、建築施工単価（2024.1月）（一般財団法人経済調査会）である。歩掛り資料は、公共建築工事積算基準（令和5年版）を使用している。業者徴取見積書の採用単価は、原則3社から見積書を徴取し、最低見積価格業者の見積単価を採用している。査定率について、内規である設計取扱要領に基づき査定しているとのことである。査定率の同種工事過去データ集積は行っていないとのことである。

ウ 積算書の照査について

積算書は、各担当者（建築・電気設備・機械設備監督職員各1名）が内容チェックを行っている。決裁ルート、決裁については設計書受領と同様とのことである。

「所見」

設計業務、工事の積算数量算出根拠等は基準に基づき行われている。決裁も「事務決裁規程」に基づき行われている。特に問題は見られない。

書類調査で気付いた点を下記に記す。

① 業者徴取見積書の査定率は、データの集積による見直し、更新が望ましい。

(4) 入札・契約について

ア 入札方法

(ア) 設計業務委託は、指名競争入札で行われている。参加は10者1回目の落札である。

(イ) 工事は、一般競争入札で行われている。参加は5者1回目の落札である。

(ウ) 設計業務委託者の選定（資格設定）は、「茨木市事後審査型制限付一般競争入札実施要綱」に基づき指名競争入札（設計金額が1千万円未満）としている。業者選定については、建築コンサルタント業務の入札参加資格を有する業者の中から契約検査課が10者を選定し、契約担当部長の決裁により指名業者を決定している。なお、指名業者数については、「茨木市財務規則」において下限が定められ、指名競争入札の業者選定は「茨木市建設工事等請負業者選考要領」に基づき実施されている。

(エ) 工事業者の選定（資格設定）は、「茨木市事後審査型制限付一般競争入札実施要綱」に基づき一般競争入札（設計金額が1千万円以上）としている。入札参加要件は、「茨木市工事請負入札審査委員会規程」に基づき「茨木市工事請負入札審査委員会」にて審議（設計金額が5千万円以上）し、決定している。入札参加者について、簡易及び事後審査を契約検査課が行っているとのことである。

イ 工事契約締結事務

工事執行何から契約手続きまでの経緯は下記の通りである。

執行同 令和6年4月10日、入札審査委員会 令和6年5月8日、公告 令和6年5月16日、入札・開札 令和6年6月12日、業者5者（4者同額、1者無効）により入

札があり、くじ引き及び事後審査（事後審査により 1 者無効）の結果、令和 6 年 6 月 20 日契約締結（事後審査により当初の落札候補者無効、くじ順 2 位と契約）。

ウ 提出書類、通知

- (ア) 監督職員通知は、設計業務受託者へ令和 5 年 5 月 30 日付で通知を行っている。監督員通知が、工事請負業者へ令和 6 年 6 月 28 日付で行われている。
- (イ) 工事の契約書類関係は、「工事書類チェックリスト」に基づき提出されている。前払い保証会社、履行保証保険は、西日本建設業保証株式会社である。
- (ウ) 現場代理人、監理技術者届などについて
現場代理人、監理技術者の資格は、一級土木施工管理技士である。

「所見」

設計及び工事の執行何から契約締結までの事務手続は、各規則、要綱、要領に基づき行われている。保証関係も確認されている。入札参加者選定は、入札契約関係の事務処理に問題はない。

(5) 施工管理書類について

ア 監督業務について

- (ア) 施工上、特に配慮すべき事項は、近隣住民の方に対しては安心できるアスベスト除去工法の選定、騒音に配慮した仮設計画の策定、解体工事のこまめな工程説明を行うことに配慮したとのことである。また、工事請負業者に対しては、適切な工期の設定に配慮したとのことである。
- (イ) 監督員業務について、国土交通省「建築物解体工事共通仕様書・同解説」を参考に行っているとのことである。具体的な段階確認、立会、検査等の実施内容が確認できなかった。
- (ウ) 関係機関との調整事項は、地元自治会へ中央保育所移転計画及び解体工事の概要説明を行っている。水路占用の仮設計画と期間について下水道施設課と協議し許可申請を行ったとのことである。工事請負業者で調整した手続きは通行許可、特定建設作業届、特定粉じん排出等作業実施届出、建設工事計画届等とのことである。
- (エ) 発注者、設計者、工事請負者と令和 6 年 6 月 25 日に着工会議を開催したとのことである。設計図書記載事項等の照査について特に行っていないとのことである。

イ 官公庁届出書類について

- (ア) 官公庁各種届は、特定粉じん排出等作業実施届書（茨木市環境政策課）、アスベストに関する G ビズ 事前調査結果報告（労働基準監督署）等である。再資源利用計画書、再資源利用促進計画書は提出されている。
- (イ) 建設リサイクル法の届出は、令和 6 年 7 月 30 日に茨木市建築調整課宛てに通知されている。

ウ 施工計画書・施工図について

- (ア) 施工計画書は、総合施工計画書、仮設計画・解体施工計画書、環境配慮工事（アスベ

スト除去工事) 施工計画書、水路橋仮設計画書が提出されている。

- (イ) 総合施工計画書、工種別施工計画書の記載内容は、特に決めていないとのことである。ページが未記入、適用図書が未記入であった。段階確認等の監督員の立会い、検査の具体的項目が確認できなかった。「施工計画書」に記載の石綿作業主任者の変更が確認できなかった。
- (ウ) 施工図は、今後基礎地中梁解体のための山留め計画図、復旧予定のフェンス施工図を作成予定とのことである。
- (エ) 施工計画書、施工図の承諾手続きは、監督員が承諾し担当係長に供覧するとのことである。各施工計画書の監督員承諾欄が市監督職員となっている。請負業者への通知は監督員となっている。建築担当監督員は押印しているが、設備担当監督員の承諾が確認できなかった。

エ 施工体制について

- (ア) 工事実績情報システム (CORINS) は、令和 6 年 6 月 25 日に登録済みである。
- (イ) 工事保険、賠償責任保険は、業務災害総合保険を A I G 損害保険株式会社 (2023 年 11 月 19 日～2025 年 11 月 19 日まで) に、事業賠償・費用総合保険を A I G 損害保険株式会社 (2023 年 10 月 5 日～2025 年 10 月 5 日まで) に加入している。両方とも 1 年契約のため一度更新されている。建設業退職金共済組合 (建退共) に加入している。
- (ウ) 建設業許可標識、労災保険関係成立票、施工体系図、建退共標識は、現場東側の工事現場仮囲いに掲示されている。
- (エ) 施工体系図、施工体制台帳は提出されている。解体工事において最大 3 次下請けである。

オ 品質管理、検査・試験について

- (ア) 現場で実施した検査、試験は、現時点ではないとのことである。適宜監督職員が進捗状況及び各種報告書を確認しているとのことである。
- (イ) アスベスト撤去報告書は、特定粉じん排出等作業完了報告書が茨木市環境政策課等に提出されているとのことである。検査は茨木市環境政策課による立入検査があり、掲示板の設置、セキュリティの状況、マノメーターの設置、集じん機の設置、作業の養生、廃棄物の保管場所及び使用する資機材について確認を受けたとのことである。試験は石綿 (アスベスト) 気中濃度測定を行っている。工事施工境界等で大気中の石綿濃度 10/リットル以下 (本/リットル = f / l) であり、基準値以下である。

(ウ) 工種別工事

a 仮設工事

工事検査、報告書 (施工記録等) として既存水路橋の配筋やコンクリート強度の調査結果報告書が提出され、報告を基に補強計画が策定されたとのことである。今後、山留め施工後に点検・計測管理記録報告書が提出の予定である。指定仮設は、タイヤ洗車場、仮囲いの環境配慮、防音性能及び高さ、騒音振動レベル測定器の設置が指定とのことである。仮囲いの防音パネルを枠組み足場用に変更したとのことである。山留工事の計算書は、現時点で未提出である。今後提出予定である。

b 解体施工

工事検査、報告書（施工記録等）について、解体施工時の工事検査を行う予定はないが、適宜監督員が解体状況の確認を行うとのことである。施工記録等は躯体の解体が未着手のため現時点ではないとのことであるが、振動・騒音の記録確認、粉じん抑制のため解体部への散水状況の確認、コンクリート・鉄筋等の分別状況の確認等を行う予定とのことである。

c アスベスト含有建材の除去及び処理

報告書（施工記録等）は、工事写真、環境測定報告書、日報（作業実施記録）、各種機材点検表、負圧機稼働時間管理表、負圧確認表（マノメーター）、粉塵確認表（デジタル粉塵計）、石綿除去完了前に伴う確認検査表が作成されているとのことである。アスベスト除去工事の段階施工記録は完了報告書が提出されている。

カ 労働安全衛生管理について

(ア)安全関連書類は、工事書類として提出されているとのことである。

(イ)安全衛生協議会が、毎月 5 日に元請業者と下請業者が出席し、開催されている。令和 6 年 11 月 5 日の議事録を確認した。下請業者が出席し安全、工程等が協議されている。

(ウ)材料の安全データシート（SDS）は、アスベスト飛散抑制剤（アスキャッチ）、アスベスト剥離剤（バイオハクリ）について取り寄せたとのことである。

(エ)労働災害は、令和 6 年 11 月 27 日現在、発生していないとのことである。

キ 工事記録写真

工事記録写真は、工事段階等整理されている。

ク 工程管理について

工程の進捗確認は、毎月提出される実施工程表に記載されている進捗率を確認しているとのことである。

ケ 施工管理について

(ア)監督員は、月 4 回程度現場巡視を行っている。監督員が必要に応じて工事打合せ会に出席している。令和 6 年 11 月 12 日の議事録を確認した。工程、施工計画等必要事項が打合せされている。議事録の市監督職員欄に設備監督員の確認が不明である。市監督員 3 名が通知されている。打合せ会への出席について必要有無（業務分担）が分らなかった。

(イ)施工者への指示は、口頭、メール及び書面にて行い、記録として保管しているとのことである。

コ 環境管理、廃棄物の処理について

(ア)環境管理について

a 現場で実施した環境負荷低減への取り組みは、解体においては発生する産業廃棄物のうち、コンクリートガラ、木くず、金属くず、ガラスを再生資源として排出処理しているとのことである。

b 騒音、振動測定について、騒音振動計は解体工事が始まる前に設置されている。現場作業時間中は常時記録を測定しデータを保存するとのことである。

c アスベスト粉塵濃度測定記録は報告整理されている。

(イ) 廃棄物の処理について

a 建設廃棄物処理関係書類は、整理されている。

b マニフェストは、電子マニフェスト 12 セット（11/20 時点）とのことである。

c 石綿含有廃棄物の搬出、処理関係書類は、整理されている。

サ 設計変更について

設計変更は、ビニル床タイル及びビニル巾木の接着剤にアスベストが含まれていることが判明したためアスベスト除去として変更が決定されている。工事打合せ簿（令和 6 年 8 月 30 日、令和 6 年 9 月 4 日）に協議、記録しているとのことである。

シ 維持管理計画について

解体完了後の敷地維持管理は、施設所管課の保育幼稚園総務課が維持管理を行うとのことである。

「所見」

提示された施工計画書、工事写真、打合せ事項等は提出、整理されており、概ね良好である。今後提出が必要とされる報告書、提出書類について漏れがないよう確認のこと。書類調査で気付いた点を下記に記す。

- ①監督員の段階確認、立会、検査等の実施内容を施工計画書施工フロー等にて分かり易くすることを検討のこと。
- ②設計図書記載事項等について、発注者、設計者、工事請負者による着工前の事前会議での内容照査が齟齬等確認のため有効と思われるので開催を検討のこと。
- ③施工計画書に記載が必要な内容について、段階確認等の監督員の立会い、検査の項目の記載が管理に有効と思われるので検討のこと。また、ページ、適用図書を記入のこと。「施工計画書」に記載の有資格者を変更の場合は改訂が望ましい。
- ④各施工計画書の監督員承諾欄が市監督職員となっている。請負業者への通知は監督員となっているので用語の統一が望ましい。また、押印欄は建築担当監督員の押印のみである。設備担当監督員の承諾押印が望ましい。
- ⑤山留工事の計算書は、現時点で未提出である。提出内容を検討し、設計書（積算内容）と比較が望ましい。
- ⑥議事録の市監督職員欄は設備監督員を含め 3 監督員が押印のこと。監督員 3 名が通知されている。打合せ会への出席について必要有無（業務分担）を確認のこと。

5. 現場調査結果

監督員、現場代理人の案内で現場を目視により調査した。

就労人員 4 人（元請 2 人 下請 2 人）

(1) 現況について

ア 外壁の石綿除去は完了している。解体建物の外周足場は防音シートが設置されている。内部は構造体を残し仕上げ材が撤去されている。構造躯体解体に向け準備中である。

解体用重機は未搬入である。

(2) 解体について

ア 工事を目視により確認した。解体に向け現況で特に大きな問題は見当たらない。

(3) 工程について

ア 概ね工程表通りである。

(4) 安全について

ア 特に大きな問題は、見当たらない。

「所見」

建設業許可標識、労災保険成立票、施工体系図、建退共標識は、入り口前に掲示されている。解体、安全について、特に大きな問題は見られない。

今後の留意点を下記に記す。

①騒音振動計の数値について、日常点検により確認のこと。

②解体手順に外周足場等を点検のこと。

以上



掲示板 建設業許可標識、労災保険関係成立票、施工体系図、建退共標識他



外部 南面 1 階 騒音振動計設置状況



外部 北面 現況



外部 西面 現況



内部 1 階 現況



内部 2 階 現況